

## 「特定粉じん作業特別教育」のご案内

(一般社団) 鳥取県労働基準協会中部支部

粉じん作業は、粉じんを肺に吸入することにより、「じん肺症」という治癒が困難な疾病に罹患するおそれがある有害な業務とされており、このため、労働安全衛生法第 59 条（労働安全衛生規則第 36 条第 29 号）により、特定の粉じん作業（別紙「特定粉じん作業とは」を参照）については、作業に従事する労働者に対し特別教育の実施が義務付けてられております。

また、「アーク溶接等作業」は特定粉じん作業には該当していませんが、特別教育に準じて教育を行うよう、厚生労働省労働基準局長から通達（平成 25 年 2 月 19 日付け、基発 0219 第 2 号）されております。

つきましては、事業者に代わり当該特別教育を下記により実施することと致しましたので、関係労働者の方が漏れなく受講されますよう、ご案内致します。

### 記

1. 日時 平成 30 年 11 月 22 日（木） 13:00~17:30（受付 12:40 から）
2. 場所 鳥取県立倉吉体育文化会館（倉吉市山根 529-2）
3. 受講対象者 特定粉じん作業に従事する労働者等（アーク溶接等作業に従事する労働者を含む。）
4. 教育日程

科 目	時 間	講 師
粉じんの発散防止及び換気の方法	1 時間	労働衛生コンサルタント 米田明真氏
作業場の管理	1 時間	
呼吸用保護具の使用の方法	30 分	
粉じんに係る疾病及び健康管理	1 時間	
関係法令	1 時間	

5. 受講料 鳥取県労働基準協会の会員 7,000円（テキスト代、消費税を含む。）  
上記以外 9,000円（テキスト代、消費税を含む。）
6. 申込方法 別紙「受講申込書」により、受講料を添えて **11月15日（木）** までに申込んで下さい。  
郵送又は F a x（0858-22-9054）でも受け付けますが、受講料は開催日の 1 週間前までに現金書留か下記の銀行口座に振込んで下さい。

●口座番号 鳥取銀行倉吉支店（普）0207231

名義人 （一般社団）鳥取県労働基準協会中部支部

7. その他 ①当協会発行の特別教育等受講者記録（受講証）をお持ちの事業場は、ご持参のうえ受付の際にお渡し下さい。  
②受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお出で下さい。  
③受講申込み後の取消し（欠席を含む。）は、1 週間前までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。  
④申込み・問合せ先 (〒682-0811) 倉吉市上灘町 115-1 (有)河崎組 3 F

(一般社団) 鳥取県労働基準協会中部支部

(T e l ・ F a x 兼用 : 0858-22-9054)



(参 考)

「特定粉じん作業」とは、

粉じん作業のうち次の各号に該当する特定粉じん発生源であるものをいう。

- 1号 坑内において、鉱物等を動力（削岩機、パワーショベル、ドラグショベル、ボーリングマシン等）により掘削する箇所
- 2号 坑内において、鉱物等を動力（手持式動力工具によるものを除く）により破碎し、粉碎し又はふるいわける箇所
- 3号 坑内において、鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み又は積み卸す箇所
- 4号 坑内において、鉱物等をコンベアー（ポータブルコンベアーを除く）へ積み込み又は、コンベアーから積み卸す箇所
- 5号 屋内において、岩石又は鉱物を動力（手持式又は可搬式動力工具によるものは除く）により裁断し、彫り又は仕上げする箇所
- 6号 屋内において、研磨材の吹付け（サンドブラスト、ショットブラスト等の作業）により研磨し又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所
- 7号 屋内において、研磨材（砥石、研磨布紙、バフ研磨材等）を用いて動力（手持式グラインダーやスインググラインダー等手持式又は可搬式動力加工具によるものを除く）により岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する箇所
- 8号 屋内において、鉱物等、炭素原料又はアルミニウム箔を動力（手持式動力工具によるものを除く）により破碎、粉碎し又はふるいわける箇所
- 9号 屋内において、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱物、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所
- 10号 屋内において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し又は散布する箇所
- 11号 屋内の、ガラス、ほうろう、陶磁器、耐火物、珪藻土製品、研磨材、炭素製品を製造する工程において、原料を混合する箇所
- 12号 屋内の、耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、原料（湿潤なものを除く）を動力により成形する箇所
- 13号 屋内の、陶磁器、耐火物、珪藻土、研磨材、炭素製品を製造する工程において、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く）により仕上げる箇所
- 14号 屋内の、砂型を用いて鋳物を製造する工程において、型ばらし装置（シェイクアウトマシン、ノックアウトマシン）を用いて砂型を壊し、若しくは砂落とし又は動力（手持式動力工具によるものを除く）により砂を再生し、砂を混練し若しくは鋳ばり等を削り取る箇所
- 15号 屋内において、金属を溶射する作業のうち、手持式溶射機を用いなくて金属を溶射する箇所（固定設備による場合）